

進行原稿

令和7年度

第10回定例農業委員会会議録

令和8年1月20日 開催

令和8年1月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和7年度 第10回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第1号

令和7年度 第10回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和8年1月20日

農業委員会会長 笹川 武義

召集 令和8年1月20日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和8年1月20日 午後1時30分

閉会 令和8年1月20日 午後2時10分 (会期1日)

第1日目 (1月20日)

出席委員 名

1番	笹川 武義	8番	滝川 廣男	15番	長川 富雄
2番	國重 義廣	9番	三好 直樹	16番	松岡 正広
3番	末長 憲二	10番	金滝 耕治	17番	松内 利和
4番	長尾 清	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
5番	西川 謙三	12番	丸尾 説男	19番	
7番	佐藤 裕子	14番	横井 博美		

議事録署名委員

10番 金滝 耕治 委員、14番 横井 博美 委員

欠席 6番 中島 美紀 委員、13番 福家 範行 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長代理 葛西 謙一 主査 松田 祐季 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

議事日程

令和 8 年 1 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 現況証明（農委分）について
- 第 7 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
- 第 8 議案第 6 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 9 議案第 7 号 綾川町地域計画の変更について

令和8年1月 農業委員会議事録

午後1時30分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和7年度第10回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、笹川会長、お願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は 6番 中島 美紀 委員、13番 福家 範行 委員です。

よって、農業委員出席者は、16名です。会期の決定ですが、会期は本日1日限りといたします。

なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、10番 金滝 耕治（かなたき こうじ）委員

14番 横井 博美（よこい ひろみ）委員

を指名します。

議長

施設の敷地面積の2分の1までの拡張は許可をすることが出来るとする規定があり、本案件ではこの規定を満たしていると判断できます。近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われまます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

議案第2号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、**議案第3号**について事務局より説明を願ひます。

事務局

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について説明致します。農地法第5条とは農地の所有権や貸借権などの権利を他人に移す（売る・貸す）場合に、農地を農地以外別の用途（住宅、駐車場など）に転用する際の手続きを定めたものです。今月は2件です。

議案第3号-1

地図・図面： ██████████ 図面番号5条-1

権利設定： 所有権移転

申請地： ██████████ 田 1,065 m² 外6筆 合計5,227 m²

併用地： 法定外公共物（用途廃止）112.58 m² 総合計5339.58 m²

農地区分： 2種農地

譲渡人： ██████████
██████████
██████████
██████████
██████████

譲受人： ██████████

転用目的： 露天資材置場

用途： 露天資材置場

施設の概要： なし

利用率： 該当なし

資金内訳： 土地代2,200万円、造成費2,500万円、建築費0万円

合計4,700万円

<内訳>自己資金4,700万円、借入金0万円

工事期間 : R8. 3. 1～R8. 6. 30
造成 : 良質花崗土による盛土最大 H=1. 20m
コンクリート擁壁 H=0. 30～1. 30m
法面 なし
雨水 : ため柵を設置し地先水路へ放流
汚水 : 該当なし
他法令許可 : 県建築指導課と町建設課と協議中
水利 : ■■■■■ 水利組合
隣接同意 : ■■■■■
■■■■■
■■■■■
始末書 : 該当なし

申請人は、■■■■■に主たる事務所を置き、■■■■■に設立、主に土工工事業を営む法人です。

今まで仮栈橋工事に利用していた鋼材は撤去の際に現場で解体しスクラップにしておりましたが、工法の改良により鋼材のリサイクルが可能になりました。最初の撤去工事が令和8年7月から開始し、この時に持ち帰る鋼材の保管場所が必要となりました。以前、町内で資材置場用地としていた土地は4,900 m²でしたが、敷地を拡張する計画で隣接地権者に事業計画を説明しましたが同意を得られなかったため、現在は手放しています。また本社敷地の隣接地や周辺の土地でも検討しましたが、地権者からの同意を得られませんでした。事務所から半径5km圏内であり、広い道路に面しており、長さ約12mの鋼材を保管出来る広さ(約2,000 t)と、それを搬入出するトレーラーの出入りが可能な土地を探していたところ、土地所有者にも同意を得られたため申請に至ったものです。

議案第3号-2

地図・図面 : ■■■■■ 図面番号5条-2
権利設定 : 使用貸借権設定
申請地 : ■■■■■ 田 2,668 m²の内1,161 m² 外1筆 合計3,030 m²
併用地 : ■■■■■ 山林 外4筆 合計3,595 m² 総合計6,625 m²
農地区分 : 2種農地
譲渡人 : ■■■■■
譲受人 : ■■■■■
転用目的 : その他(建設残土による農地造成)
用途 : その他(建設残土による農地造成)
施設の概要 : なし
利用率 : 該当なし
資金内訳 : 土地代0万円、造成費442万円、建築費0万円
合計442万円

<内訳>自己資金 442 万円、借入金 0 万円

工事期間 : R8. 2. 1~R11. 1. 31
造成 : 建設残土による盛土最大 H=14. 40m、甘土により整地 H=20cm
切土最大 H=1. 90m
コンクリート擁壁 なし
法面 1 : 1. 80 の勾配で築造し種子吹付け
雨水 : 自然排水で放流
汚水 : 該当なし
他法令許可 : 県みどり保全課と町建設課と協議中
水利 : ■■■■■水利組合
隣接同意 : 該当なし
始末書 : 該当なし

申請人は、■■■■■に主たる事務所を置き、■■■■■に設立、主に土木工事業を営む法人です。

建設業務上で必要となる残土処分地を持ち合わせておらず、残土処分が可能な土地を探していたところ、進入路を確保し、小さく不整形な農地を大きく整形することで大型農機具による効率的な耕作を行うことが出来るようにしたいと考えていた、本件申請地の所有者から申し出がありました。

残土処分に適した地形であり、進入路も問題なく、盛土を行った後優良農地の形成が可能であることから、今回の申請地として選定し、申請に至ったものです。なお、造成後は水田としての利用を計画しています。

また、申請地下流域には土砂流出防止のため、沈砂池を設ける計画になっております。

本申請は、盛土を行う建設残土は、申請地近隣の現場で発生する残土を搬入する計画であり、法定外公共物の施工承認など他法令の調整も了とされていること、農地復元も確実であると見込まれること、排水等に伴う地元管理者の同意も得ていることから、許可相当と判断しております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第 3 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 4 号について、事務局より説明を願います。

事務局

議案第 4 号現況証明について、説明します。今月は 1 件です。

地域ごとの協議の場を経て令和6年度末に作成いたしました。そして地域計画の策定は、地域の農業を維持・発展していくためのスタート地点ですので、策定した計画を実行し、評価、改善、再計画、そしてまた実行する、という手順を継続していく必要があります。そのために年1回以上、定期的に協議の場を開催することとなっており、農業委員、推進委員の皆様にも参加していただきましたが今年度は令和7年12月3日に協議の場を開催いたしました。

今回の議案は、主に協議の場で皆様に確認いただいた内容を受けての変更となります。

地区ごとの個別の説明は控えますが、

【主な変更内容】

- 地域内の農業を担う者一覧の更新（貸借設定者の追加）
 - 目標地図の更新（協議の場での話を受けて耕作者の位置づけ）
 - 地域計画区域に含まれる面積の見直し（農地パトロールで再生困難な農地と判断された農地の除外）
- 地域計画の変更手続きについては、2週間の公告縦覧期間を経た後に公表を予定しており、変更後の地域計画については、R8年3月から運用予定としております。

説明は以上でございます。

議長

議案第7号についてご質問はありますか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された第1号議案から第7号議案について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第10回定例農業委員会を閉会いたします。

午後2時10分

閉会